

「中山間地域の魅力プロモーション事業」実施業務委託に係る 企画提案競技実施要領

1 事業の目的

本県の中山間地域にある隠れた魅力を都市部在住者や地域への移住者の視点を加えて掘り起こし、全国移住希望者に効果的にPRできるよう情報発信を行う。

2 委託の内容

「中山間地域の魅力プロモーション事業」実施業務委託仕様書による。

3 契約委託料

11,904千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ※ 委託業務に係る全ての経費を含む。
- ※ 備品の購入など、団体の財産取得となる経費は原則として認めない。
（備品：比較的長期間の使用又は保存に耐え、一品5万円以上のもの）
- ※ 委託料は、「精算払い」とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和5年3月17日（金）まで

5 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 宮崎県暴力団排除条例（平成23条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者。
- (5) 県が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するた

- めの必要な経営基盤を有していること。
- (10) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 企画提案競技スケジュール

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 実施公告 | 令和4年7月19日(火)頃 |
| (2) 質問受付期限 | 令和4年7月27日(水)午後5時まで |
| (3) 参加申込提出期限 | 令和4年8月1日(月)午後5時まで |
| (4) 企画書提出期限 | 令和4年8月16日(火)午後5時まで |
| (5) 審査結果通知 | 令和4年8月下旬頃 |

8 企画提案競技の方法

- (1) 質問票(別紙1)の提出 ※任意
- ア 提出期限 令和4年7月27日(水)午後5時まで
- イ 提出先 下記「(4)提出期限等」内の提出先宛
- ウ 提出方法 電子メール又はファクシミリ
※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること
- エ 回答 原則として、質問受付日から3日以内(土日祝日除く)に電子メールにて回答する。
※軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全員に電子メールにて通知する。(質問者は公表しない。)
- (2) 参加申込書(別紙2)の提出
- ア 提出期限 令和4年8月1日(月)午後5時まで
- イ 提出先 下記「(4)提出期限等」内の提出先宛
- ウ 提出方法 電子メール又はファクシミリ
※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること
- ※「会社概要」を提出すること
- (3) 企画書等の提出
- ア 企画提案書:6部(各社の提案は、1社1案とし、A4版で1冊にまとめること)
- イ 応募団体の概要(記載事項)
- ①名称
 - ②所在地
 - ③代表者職氏名
 - ④担当者職氏名
 - ⑤担当者連絡先(電話・ファクシミリ・電子メール)
 - ⑥類似業務の履行実績

- ウ 見積書：7部（原本1部、写し6部）
費用内訳を記載し、金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務内容は「中山間地域の魅力プロモーション事業委託業務」とすること。
- エ 誓約書（別紙3）：1部

(4) 提出期限等

ア 提出期限

令和4年8月16日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1（県庁本館3階）

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課

移住・定住推進担当 峰宛

電話 0985-26-7922

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書類書留に限る）

9 審査項目

以下の項目について評価を行う。

(1) 全体

中山間地域にある隠れた魅力を全国移住希望者に効果的にPRする事業趣旨や、目的等を十分に理解し、業務委託仕様書を踏まえた内容で情報発信を行う企画となっているか。

各委託内容の納期が守られる計画的なスケジュールとなっているか。

(2) 企画内容

移住情報の発信・PRに関する専門的な知見を踏まえた研修会や、地域の隠れた魅力を掘り起こすための独創性があるワークショップであり、本県への移住に関心を寄せる方が参加いただくための募集方法を有しているか。

掘り起こした魅力を、効果的に全国に発信する移住セミナー及び広告媒体を用いたプロモーションの提案がなされているか。

(3) 運営体制

研修会、移住セミナー（オンライン含む）、ワークショップ等について、業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。

新型コロナウイルス感染拡大時の、各委託内容の実施における代案（オンライン等）を有しているか。

(4) 経済性

提案内容に対し経費の積算は妥当か。

(5) 適正な事務処理等

関係団体及び関係者との各種連絡調整を行うとともに、各種経費の支払事

務や事業の完了報告などの事務処理を遺漏無く処理するための十分な能力を有しているか。

10 選定方法

複数の審査委員について、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

11 審査の通知

令和4年8月下旬頃に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

12 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

13 12に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

14 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

15 その他

(1) 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1（県庁本館3階）

宮崎県総合政策部 中山間・地域政策課

移住・定住推進担当 峰

電話 0985-26-7922

ファクシミリ 0985-26-7353

電子メール mine-daisuke1@pref.miyazaki.lg.jp

※この企画提案競技に係る説明会は、開催いたしません

(2) 今回の企画提案競技への応募に要する経費については、応募者の負担とする。

(3) 提出書類については返却しません。

(4) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。

(5) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県と十分に打合せを行

い、業務の目的を達成するものとする。

- (6) 新型コロナウイルス感染症の状況等により、実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額するものとする。
- (7) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て県に帰属するものとする。